

横須賀市（生活支援課）会計年度任用職員募集要項

職種	就労支援員（パートタイム）
業務内容	<p>○生活困窮者および生活保護受給者の求職・就労についての相談、求人情報の提供や求職方法についてのアドバイス、関係先への訪問等、就労実現に向けた支援</p> <p>○自立支援相談員および生活保護ケースワーカーの就労支援に協力とともに、専門的なアドバイスを行う。</p> <p>業務内容の変更の範囲：変更なし</p>
勤務場所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 生活支援課 勤務場所の変更の範囲：変更なし
募集人数	1名
任用期間	<p>令和8年2月1日～令和8年3月31日</p> <p>更新の可能性 あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務実績等に基づき判断する</li> <li>・更新回数上限2回（最大任期3年）</li> </ul>
試用期間	試用期間あり（1か月）
勤務日数	週4日
勤務時間	9時00分～17時15分 (休憩時間12:00～13:00)
休日	土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
時間外労働	原則なし。ただし、公務のために臨時又は緊急に必要がある場合においては、時間外労働あり。
賃金	月額 163,483円（地域手当相当分含む） (市の規定により別途通勤費を支給)
加入保険	雇用保険、公務災害補償、厚生年金、健康保険
応募条件 (共通事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年4月1日時点で65歳未満の方 (横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則第19条(3)に定める、退職に関する規定による。)</li> <li>・地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人</li> <li>・本市以外の法人でのアルバイト等（兼業）は原則禁止していませんが、本市と兼業先との1週間の勤務（労働）時間の合計が38時間45分を超える任用は行いません。また、横須賀市役所内部の兼業も原則不可です。</li> </ul>
応募条件 (資格等)	<p>○必須</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワード・エクセル等の基本操作が可能なこと。</li> <li>・社会福祉に係る相談業務への実務経験または職業相談</li> </ul>

応募方法	<p>事前に下記担当に電話連絡の上、応募書類①～③を郵送または持参してください。</p> <p><b>【応募書類】</b></p> <p>①履歴書(顔写真付)      ②自己PR文(A4用紙1枚程度、様式任意)      ③職務経歴書</p> <p><b>【提出先】</b></p> <p>〒238-8550      横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 生活支援課 近藤 あて      ※ 12月17日(水)必着です。      ※ 普通郵便等による郵送の事故等は一切責任を負いません。      ※ 応募書類は返却いたしません。</p>
選考方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類選考及び面接試験により採否を決定します。          (書類選考結果通知は、提出期限後7日程度で郵送します。)</li> <li>書類選考合格者につき、面接試験を実施します。          (面接日時は随時ご案内します)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内禁煙</li> <li>掲載期間：令和7年12月17日</li> <li>応募者多数の場合は、期日前に募集を締め切ることがあります。</li> <li>応募後、辞退する場合は必ず連絡してください。</li> </ul>
問合せ先	<p>横須賀市役所 生活支援課      電 話：046-822-8260      メール：lw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp      担当者：近藤（コンドウ）</p>